

固定資産税（償却資産）申告の手引

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税されるものですが、償却資産については、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有する資産を申告していただくことになっております。

つきましては、この手引をご覧ください、同封の申告用紙に必要事項を記入の上、期限内にご提出くださるようお願いいたします。

申告書の提出期限は、毎年1月31日です。

●郵送による申告を推奨しております。

郵送による提出にご協力をお願いいたします。また、郵送される場合で、申告書の控えに受付印を希望される場合は、必ず、申告書控えと返信先を明記し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送いたしませんのでご承知おきください。

●電子申告も受付しております。

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して、インターネットによる電子申告も受付しております。詳しい申告の方法は、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

《目次》

1	償却資産とは……………	P 2
2	申告していただく方……………	P 2
3	申告していただく資産……………	P 2
4	提出していただく書類……………	P 6
5	税額の計算方法……………	P 7
6	国税との主な違いについて……………	P 8
7	非課税・課税標準の特例について……………	P 9
8	実地調査について……………	P 9
9	申告をしなかった場合等……………	P 9
10	提出期限……………	P 9
11	提出先及び問い合わせ先……………	P 9
12	申告書の記載例……………	P 10
13	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例……………	P 12
14	種類別明細書（減少資産用）の記載例……………	P 12

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、特許権、電話加入権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます。

2 申告していただく方

1月1日（賦課期日）現在で滝沢市内に事業用の償却資産を所有している法人や個人の方です。

また、申告書が送られてきた方で償却資産を所有していない方、廃業・転出により滝沢市内に償却資産がなくなった方も、備考欄にその旨を記入の上、提出くださるようお願いいたします。

3 申告していただく資産

1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

(1) 次のような資産も事業のために使用できる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- エ 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- キ 修正・改良のため支出した金額のうち、「資本的支出」に該当するもの
- ク 事業所が従業員の福利厚生に供するために設置している施設

(2) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（※大型特殊自動車は申告が必要です。）
- イ 無形減価償却資産（ソフトウェア、電話加入権、鉱業権、漁業権、特許権等）
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、試験研究費等）
- エ 商品、貯蔵品
- オ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告対象です。）、立木、果樹

※少額の減価償却資産の取扱いについては4ページの（5）をご覧ください。

(3) 償却資産の種類と耐用年数

償却資産申告書には、資産の種類別の区分と資産ごとの耐用年数の記入が必要です。次の表に記載の耐用年数はあくまで目安として掲載しています。また、耐用年数は、材質により異なる場合があります。詳細については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(平成20年度改正施行)の別表第1から第6まで(第3及び第4を除きます。)に掲げる耐用年数となります。

区分	資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数															
1	構築物	自転車・自動車置場(鉄骨造)	45	下水道、飼育場(コンクリート造)	15															
		独立キャノピー		舗装路面(コンクリート敷、石敷、れんが敷)																
		土留・擁壁	30	門扉ブロック																
		屋上等の広告塔(金属製)	20	屋上等の広告塔(金属製以外)	10															
		花壇・緑化施設		外灯																
		屋外給排水・ガス引き込み設備	15	自転車・自動車置場(簡易なもの)	10															
		屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス(金属製)																
		可動間仕切り		舗装路面(アスファルト敷)	7															
		側溝		移動性組立ハウス(物置など)																
		ネット設備		可動間仕切りのうち簡易なもの																
2	機 械 及 装 置	中央監視装置	18	食料品製造業用設備	10															
		太陽光発電設備	17	飲料・たばこ又は飼料製造業用設備																
		受変電・自家発電設備	15	宿泊業用設備	9															
		冷房・暖房設備		輸送用機械器具製造業用設備																
		自動車整備業用設備	13	木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8															
		冷房・暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)		飲食店用設備																
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	12	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	7															
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	11	映像、音声又は文字情報制作作業用設備																
		家具又は装備品製造業用設備	10	農業用設備	6															
		機械式駐車場設備	5	総合工事業用設備	4															
3	船 舶	釣船	5	ボート	4															
4	航空機	飛行機、ヘリコプター	5・8・10																	
5	車 両 及 び 運 搬 具	台車(金属製)	7	台車(金属製以外)	4															
		構内運搬車(フォークリフトなど)	4	除雪車																
<p>償却資産における特殊自動車の取扱い</p> <p>特殊自動車のうち、農耕用(乗用装置のある田植機、コンバイン、トラクターなど)は、最高速度が35キロ未満、それ以外のものは下表の規格をすべて満たす場合に限り小型特殊自動車となります。小型特殊自動車は、軽自動車税の課税客体なので償却資産の申告は必要ありません。</p> <p>下表の規格に該当しない特殊自動車は大型特殊自動車となります。(ナンバーが0、00～09及び000～099または9、90～99及び900～999のもの) その場合は償却資産の申告が必要です。</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長 さ</th> <th>幅</th> <th>高 さ</th> <th>最高速度(時速)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td colspan="3">制 限 な し</td> <td>35キロ未満</td> </tr> <tr> <td>それ以外の特殊自動車</td> <td>4.7m以下</td> <td>1.7m以下</td> <td>2.8m以下</td> <td>15キロ以下</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	長 さ	幅	高 さ	最高速度(時速)	農耕作業用自動車	制 限 な し			35キロ未満	それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15キロ以下
区 分	長 さ	幅	高 さ	最高速度(時速)																
農耕作業用自動車	制 限 な し			35キロ未満																
それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15キロ以下																
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	金庫	20	楽器	5															
		事務机・ロッカー・キャビネット(金属製)	15	コピー機・ファクシミリ・シュレッダー																
		ブラインド(ただしカーテンレールを除く。)		自動販売機																
		消火器	10	レジスター																
		電話機・電話交換機(電話回線を使用するもの)		カメラ																
		時計		測定工具																
		除雪機	10(5)	テレビ・カラオケ																
		看板 金属製(非金属)		理美容機器																
		応接セット(接客業用のもの)	8(5)	プリンター																
		陳列棚		電子計算機(サーバー等)																
		陳列棚(冷凍機付及び冷蔵機付)	6	パーソナルコンピュータ		4														
		ガス機器		カーテン		3														
		デジタル機内交換設備及びデジタル電話設備(ブロードバンド回線を使用するもの)	6	ネオンサイン																
		冷蔵庫・洗濯機	6	治具・取付工具		2														
冷房用又は暖房用器具	型・型枠(鍛圧工具及び打抜工具)																			
インターホン及び放送用設備		衣装																		

(4) 業種別の主な償却資産の具体例

償却資産を「業種」別に例示しますと、下表のとおりです。()内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理・美容業 貸衣装業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、衣装(2)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加 工・修 理 業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医 (歯) 業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不 動 産 貸 付 業	舗装路面(10または15)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農 業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(草刈機(7)等)、その他

(5) 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く。)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		①	一時損金算入※1	(申告対象外)	
②	3年一括償却※2	(申告対象外)			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	(申告対象外)		申告対象	
④	中小企業特例※3	申告対象			
⑤	個別減価償却※4	申告対象			

- ※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条
- ※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項
- ※3 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和2年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
- ※4 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

(6) リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると下表のとおりです。 ○ = 申告対象 × = 申告対象外

リース契約内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	○	×
割賦販売にあたるようなリース資産	×	○

※平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。

※所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。

(7) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築附属設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作及び建物附属設備等については、償却資産として取り扱います（地方税法第343条第10項）。

設 備 等 の 内 容	家屋と建物附属設備の所有者が			
	同 じ 場 合		異 なる 場 合	
	家 屋	償 却 資 産	家 屋	償 却 資 産
1 店用簡易装備・簡易間仕切り		◎		◎
2 工場等の動力源である電気設備		◎		
3 ビル等における受変電設備、発電機・蓄電池設備		◎		
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		
5 居所型の冷暖房設備、ルームエアコン		◎		
6 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		
7 屋外に設置された給水塔、独立煙突		◎		
8 ネオンサイン、投光器、水銀灯、スポットライト		◎		

9	床・壁・天井仕上げ	○			
10	エアーカーテン、ドア自動開閉設備	○			
11	電気設備（2、3、4に該当するものを除く）	○			
12	全館集中制御式の冷暖房・通風・ボイラー設備（工場などの生産設備であるボイラーを除く）	○			◎
13	消火、排煙、災害報知設備	○			
14	屋内給排水、衛生、ガス設備	○			
15	昇降機設備	○			

※自己所有建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれており
ますので、償却資産としての申告の必要はありません。

4 提出していただく書類

以下の区分からあてはまるケースを選択し、必要書類を提出してください。

■はじめて申告される方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書（償却資産課税台帳） ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在、滝沢市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書右下の備考欄にある「4. 該当資産なし」を○で囲み、申告書のみ提出してください。

■前年度までに申告（増減申告）された方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）（※当市より送付されたもの） ・種類別明細書（増加資産・全資産用）……増加した資産がある場合 ・種類別明細書（減少資産用）……………減少した資産がある場合 ・種類別明細書（※当市より送付されたもの）
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・前年中に増加・減少した資産を、それぞれの種類別明細書に記載してください。 ・前年中に増加・減少した資産がない場合は、申告書右下の備考欄にある「2. 異動なし」を○で囲み、当市より送付された種類別明細書と一緒に提出してください。 ・廃業や解散等された方は、申告書右下の備考欄にある「3. 廃業・解散」を○で囲み、当該年月日を記載し、申告書のみ提出してください。

■電算システムにより全資産を申告（電算申告）される方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書（償却資産課税台帳） ・種類別明細書（全資産用） ・種類別明細書（減少資産用）……………減少した資産がある場合
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在、滝沢市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は総務省令で定める様式に準じたものであること。 ・全資産についての1月1日現在の「評価額」、「決定価格」及び「課税標準額」を記載すること。 ・課税標準の特例に該当する資産については、「その特例率と特例適用後の課税標準額」を記載すること。

5 税額の計算方法

(1) 課税標準額の計算

受付をした申告書の内容に基づき評価額を計算のうえ、価格を決定し、課税標準額を計算します。課税標準額は1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録された価格です。

①償却資産一品ごとの取得価額（初年度）又は前年度の評価額に、耐用年数ごとの減価残存率をかけて「評価額」を算出します。

②①により計算した償却資産について「評価額」を合計します。

③合計した評価額が、その事業者の「決定価格」＝「課税標準額」になります。

（課税標準の特例等が適用される場合には、「決定価格」－課税標準の特例減少額＝「課税標準額」になります。）

〈評価額の算出方法〉

○前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{前年中取得の資産の減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

取得価額には、その資産を取得するのに必要な費用（据付費、運搬費等）を含みます。

○前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{前年度評価額}} \times \boxed{\text{前年前取得の資産の減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%相当額が評価額になります。

耐用年数ごとの減価残存率

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得の資産	前年前取得の資産			前年中取得の資産	前年前取得の資産			前年中取得の資産	前年前取得の資産
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
-	-	-	-	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※固定資産（償却資産）の評価では旧定率法のものを用います。国税（法人税等）で用いている定率法ではありませんのでご注意ください。

☆計算例☆

取得価額：250,000円、取得年月2021（令和3）年10月、耐用年数：4年、パソコンの場合

2022（令和4）年度＝250,000円×（前年中取得：0.781）＝195,250円

2023（令和5）年度＝195,250円×（前年前取得：0.562）＝109,730円

2024（令和6）年度＝109,730円×0.562＝61,668円

2025（令和7）年度＝61,668円×0.562＝34,657円

2026（令和8）年度＝34,657円×0.562＝19,477円

2027（令和9）年度＝19,477円×0.562＝10,946円　＜　12,500円※

※2027（令和9）年度で算出額が取得価額の5％（12,500円）より小さくなるので、2027（令和9）年度以降は12,500円が評価額となります。

（2）税額の計算

課税標準額に税率をかけて税額を計算します。

$$\boxed{\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4/100)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

※課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

なお、免税点の判定は、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少（資産がない場合も含まれます。）にかかわらず申告してください。

6 国税との主な違いについて

固定資産税（償却資産）は、次の点で国税（法人税・所得税）と取扱いが異なります。

区 分	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間（基準日）	暦年（賦課期日制度）※1	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ（減価率は旧定率法の固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応じる減価率表」に規定）	定率法・定額法の選択制※2
前年中に新規取得した資産の償却方法	取得月にかかわらず半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）※3
改良費の扱い	区分評価（改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します。）	原則、区分評価※4

※1 地方税法（第359条）では、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日と定められています。

※2、3、4 税制改正により、国税（法人税・所得税）における減価償却制度の抜本的な改正が行われております。詳しくは税務署にお問い合わせください。

7 非課税・課税標準の特例について

(1) 非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。非課税に該当すると見込まれる資産がある場合は、固定資産非課税申告書に許可証等の関係書類を添付のうえ申告してください。

(2) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当すると見込まれる資産がある場合は、申告書の備考欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に適用条項を明記し申告してください。また、その資産が課税標準の特例に該当することが確認できる資料を添付してください。

☆特例が適用される償却資産の例

電力、鉄軌道、船舶その他の重要基礎産業設備、太陽光発電設備、公害防止設備、生産性向上に資する償却資産（先端設備等導入計画）

8 実地調査について

適正で公正な課税のため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づく償却資産実地調査を実施します。償却資産の所有者に対して減価償却明細書（固定資産台帳）等の関係資料の提出をお願いしたり、償却資産の状況について実地調査を行い、申告内容を確認させていただいたりしておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

9 申告をしなかった場合等

正当な利用がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び滝沢市税条例第65条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第386条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

10 提出期限

申告書の提出期限は、1月31日です。税務課（滝沢市役所本庁舎2階）の窓口での受付は、1月4日から開始いたします。期限間近になると窓口の混雑が予想されますので、なるべく1月20日頃までにご来庁いただくか、電子申告又は郵送による提出をご利用ください。

11 提出先及び問い合わせ先

〒020-0692

岩手県滝沢市中鶴飼55番地

滝沢市 税務課

電話 019-656-6571（固定資産税担当直通）

12 申告書の記載例

1. 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載してください。（前年度までに申告をされた方はあらかじめ住所は印字されておりますので記載不要です。
また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。

2. 氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。（前年度までに申告をされた方はあらかじめ氏名は印字されておりますので記載不要です。）
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。屋号があれば記載してください。

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。（前年度までに該当資産がある旨の申告をされた方はあらかじめ印字されておりますので記載不要です。）この額は前年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。この欄の合計額は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。

申告書を提出する年月日を記載して下さい。

令和 △ 年 1 月 14 日

受付印
滝沢市長 主濱 了 殿

令和 △
償却資産申告書

所 有 者	1 住所 <small>(又は納税通知書送達先)</small>	岩手県滝沢市中鶴飼55番地 (電話 019-684-2111)
	2 氏名 <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small>	かぶしがいしゃ たきざわ 株式会社 滝沢 代表取締役社長 滝沢 太郎 (屋号)

資産の種類	取 得 価 額		前年中に取得した資産の取得価額
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	
1 構 築 物	4,000,000	2,000,000	3,000,000
2 機 械 及 び 装 置	3,000,000		2,500,000
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			0
6 工 具、器 具 及 び 備 品	2,240,000 2,000,000	640,000	800,000
7 合 計	9,240,000 9,000,000	2,640,000	7,200,000

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価
1 構 築 物		
2 機 械 及 び 装 置		
3 船 舶		
4 航 空 機		
5 車 両 及 び 運 搬 具		
6 工 具、器 具 及 び 備 品		
7 合 計		

(ホ)(へ)(ト)
電算処理による全資産申告を行う場合は記載の必要があります。（増減申告の場合は記載の必要はありません。）

3. 個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4. 事業の種目を具体的に記載してください（例えば、ミシン製造業、自動車販売業等）。
 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

5. 個人の場合は、事業を開始した年月、法人の場合は、当該法人の設立年月を記載してください。

6. この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

7. 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

8～14. 該当する方を○で囲んでください。
 また、固定資産税では、圧縮記帳、特別償却は認められていませんので、種類別明細書には本来の取得価額を記載してください。

15. 滝沢市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。

16. 借用（リース・レンタル）資産の有無について、該当する方を○で囲んで下さい。
 なお、借用資産がある場合には、その資産名及び貸主の名称を記載してください。

17. 事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

年度

申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード
 0123456789

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
4 事業種目 (資本金等の額)	総合工事業 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
5 事業開始年月	昭和60年4月	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	滝沢 太郎 (電話 019-684-2111)	11 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
7 税理士等の氏名	(電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input checked="" type="radio"/> 定額法
		14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無

額	もの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	000,000	5,000,000
	500,000	5,500,000
	980,000	980,000
	800,000	2,400,000
	280,000	13,880,000

15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 滝沢市中鶴飼 55 番地 ② ③
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 鶴飼リース株式会社 (コピー機)
17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="radio"/> 自己所有・ <input type="radio"/> 借家

格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)

18 備考(添付書類等)	<input checked="" type="radio"/> 異動あり 増加資産・減少資産 <input type="radio"/> 異動なし <input type="radio"/> 廃業・解散 (年 月 日付) <input type="radio"/> 該当資産なし <input type="radio"/> その他 前年度申告もれ資産あり
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

18. 備考欄の該当する項目を○で囲んでください。

また、次のような事項を記載してください。

- ① 「短縮耐用年数承認書の写」等、添付した書類の名称。
- ② 非課税・課税標準の特例に該当する資産を所有している場合、その適用条項。
- ③ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。

(ニ) [(イ) 前年より前に取得したもの] - [(ロ) 前年中に減少したもの] + [(ハ) 前年中に取得したもの] によって算出した取得合計額を資産の種類別に記載してください。

13、14 種類別明細書の記載例（増減申告）

(1) 増加資産・全資産用の書き方

令和 △ 年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち	
所有者コード												株式会社 滝沢		1 枚	
0,1,2,3,4,5,6,7,8,9														1 枚	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増減	摘要			
				年 月	十億 百万 千 円			十億 百万 千 円		十億 百万 千 円	1 2 3 4				
01	1	駐車場アスファルト舗装	1	5 03 05	3,000,000	10	0.0				0 2				
02	2	受変電設備	1	5 03 06	2,500,000	15	0.0				0 2				
03	5	フォークリフト	1	5 03 06	980,000	2	0.0				1 2	中古			
04	6	パソコン	1	5 03 09	300,000	4	0.0				0 2				
05	6	エアコン	1	5 03 09	500,000	6	0.0				0 2				
06	6	テレビ	1	5 02 12	240,000	5	0.0				0 2	申告忘れ			
07	①	②	③	④	⑤	⑥					⑦				
20															
小 計					7,520,000										

第二十六号様式別表一(提出用)

- ① 「資産の種類」
次の数字で記載してください。
1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具
6：工具、器具及び備品
- ② 「資産の名称等」
法人・個人の固定資産台帳や減価償却明細書の資産名称と同じものを記載してください。(市の償却資産台帳には、20文字までが登録されます。)
- ③ 「数量」
取得した償却資産の数量を記載してください。資産の単位が面積など個数でない場合は、すべて「1」としてください。
- ④ 「取得年月」
年号については、次の数字で記載してください。3：昭和 4：平成 5：令和
(例) 令和3年6月の場合は、「50306」となります。
- ⑤ 「取得価額」
当該資産の取得価額を記載してください。
- ⑥ 「耐用年数」
法人税及び所得税における法定耐用年数を記載してください。
- ⑦ 「増加事由」
該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
1：新品取得 2：中古品取得 3：移動による受入れ 4：その他

(2) 減少資産用の書き方

令和 △ 年度		種類別明細書 (減少資産用)										所有者名		枚のうち	
所有者コード												株式会社 滝沢		1 枚	
0,1,2,3,4,5,6,7,8,9														1 枚	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	減少の事由及び区分		摘要					
				年 月	十億 百万 千 円			1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部						
01	1	コンクリート舗装	1	3 63 10	2,000,000	15		1 ②	3 4	① 2					
02	6	パソコン	1	4 24 04	140,000	4		1 ②	3 4	1 ②	2台のうち1台を滅失 280,000円→140,000円				
03	6	応接セット	1	3 60 06	500,000	8		1 ②	3 4	① 2					
04			⑧	⑨	⑩	⑪		⑫	2 3 4	1 2	⑬				
05									1 2 3 4	1 2					
06									1 2 3 4	1 2					
07									1 2 3 4	1 2					
20									1 2 3 4	1 2					
小 計					2,640,000										

第二十六号様式別表一(提出用)

- ⑧ 「数量」
減少した資産の数量を記載してください。
- ⑨ 「取得年月」、⑩ 「取得価額」、⑪ 「耐用年数」
減少した資産の取得年月、取得価額、耐用年数を記載してください。資産の一部が減少した場合は、その資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。
- ⑫ 「減少の事由及び区分」
資産が減少した事由と区分について、該当する番号を○で囲んでください。
- ⑬ 「摘要」
減少の区分が「2 (一部)」に該当する場合は、減少前と減少後の内容(数量、取得価額)を記載してください。その他、その資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。